

令和5年度 小・中学校教育課程研究協議会に係る各部会の改善の重点

部会名

小・中学校 特別支援教育

改善の重点

- ① 特別な教育課程編成の基本的な考え方を踏まえ、特別支援学級の教育課程を編成すること。
- ② 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用をより一層推進すること。
- ③ 情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成のため、1人1台端末の活用を基本としたICTの活用等指導方法の工夫を行うこと。

1 設定理由

学習指導要領には、通常の学級にも、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行うことの必要性について示されている。その具現化のため、次の3点を重点に設定した。

①基本的な考え方を踏まえた特別な教育課程の編成

特別支援学級においては、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、実態に応じた特別な教育課程を編成することができる。そのための基本的な考え方が新学習指導要領に明記されたところであり、それらを参考に適切な教育課程の編成が求められている。

特に「自立活動を取り入れること」や「各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい者である児童生徒の教科に替えたりすること」により、実態に応じた教育課程を編成することが求められている。

②個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用の推進

特別支援学級及び通級による指導においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することや、通常の学級においても、作成し活用することに努めることが新学習指導要領に規定されている。これまで作成に努めてきたところであるが、今後は、PDCAサイクルによる計画の質の向上、効果的な活用のあり方についても推進する必要がある。

③ICTの活用等指導方法の工夫

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じたコンピュータ等の教材・教具の活用について、創意工夫することが必要であるとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることが大切である。また、学習活動を円滑に進めるために必要なキーボードなどによる文字の入力等の基本的な操作を確実に身に付けさせるためことが求められる。その際、各教科等の特質に応じて計画的に実施していくことが重要である。

2 研究を進めるに当たって

(1) 実践に当たっては、以下の点に留意すること。

- ①個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用について実践を進める上では、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなど、専門家の活用等を検討すること。
- ②自立活動や知的障がいのある児童生徒の各教科等についての理解を深めるために、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説を活用すること。
- ③コンピュータ等の情報通信機器は、障がいの状態や発達の段階等に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器であることを十分に理解し、どのように活用すればその困難を軽減できるか、という視点から考えること。

(2) 参考とすべき資料

- ①学習指導要領解説総則編（平成29年7月）【小】p.104～113【中】p.102～111
- ②特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説（平成30年3月）
- ③特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）
- ④県教育委員会、県教育センターホームページ掲載の関連資料